

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会 生涯学習単位の手引き

1. 以下の項目1～3、10、11は、学会事務局側でマイページの取得単位数に反映させます。項目**1、2-1、2-2**の合計で10単位以上が必須です。
2. 以下の項目2-2、4～9は、ご自身での管理・更新申請時に自己申告が必要です。自己申告時の項目番号、取得単位及び添付が必要な証明書類は、以下単位一覧表に従って下さい。更新時専門医は50単位、認定医は30単位以上がそれぞれ必要です。ただし項目2-3、3-2、5、6、7、8、9については上限が下表備考の通りです。

項目		生涯学習単位	備考	生涯教育単位報告書に添付が必要な証明書類
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし	
2-1	本学会が主催または共催するセミナー等	※1	上限なし	学会事務局側でマイページの取得単位数に反映させる。
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等のE-learning (生涯教育WEB講座)	※2	上限20単位	受講証のコピー（生涯教育WEB講座受講後に 출력できます）
2-3	本学会が他学術団体等と合同で開催するシンポジウム、 セミナー等	※3	上限20単位	学会事務局側でマイページの取得単位数に反映させる。 <i>*マイページに反映されるのは2021年4月以降の開催分となります。</i>
3-1	本学会のブロック支部が主催、または共催する地方会等 (対面式あるいはオンライン能動学習)	※4	上限なし	<i>それ以前の開催分は更新申請時に自己申請してください。</i> 必要な証明書類：受講証のコピー
3-2	本学会のブロック支部が主催、または共催する地方会等 (オンライン受動学習)	※4	上限20単位	
4	WONCAのWorldまたはRegional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし	参加証のコピー 参加証がない場合はそれを証明するプログラム・抄録等のコピー
5	日本医師会生涯教育制度	取得したカリキュラム コード数を認定※5	上限20単位 カリキュラムコード ごとに1 単位を上限	生涯教育関連単位申請書及び、年度ごとの「学習単位取得証（医師会が発行）」のコピー（学習単位取得証がない直近年分については、参加証等カリキュラムコードが分かる書類のコピー）
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	※6	上限15単位	教育関連単位申請書
7	プライマリ・ケア研究に関する活動（執筆を含む）	※7	上限15単位	投稿：別刷りまたは論文1ページ目のコピー 著書：中表紙（書名・編著者名・出版社名が入っているもの）のコピー (分担執筆の場合はさらに申請者の氏名が掲載されているページ〔目次、執筆者一覧など〕のコピー)
8	UpToDate®による自己学習 (3段階の学習サイクルによる認定のみ)	0.2 単位 (1 学習サイクルあたり) ※8	上限10単位	UpToDate®にて発行されるCME単位証明書のコピー
9	BMJ Best Practice または BMJ Learning による自己学習	1モジュールあたり 0.5単位※9	上限10単位	BMJ Learning、またはBMJ Best Practiceのモジュール修了の認定証
10	家庭医療専門医認定審査の作問	CSA1問=3単位、 MCQ1問=0.5単位	上限なし	
11	家庭医療専門医認定審査評価者	CSA、ポートフォリオ評価または ポートフォリオ頭試問の評価 担当1回でそれぞれ3単位	上限なし	学会事務局側でマイページの取得単位数に反映させる。

※1 対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5時間を0.5単位として認定する。オンライン受動学習の場合、1時間0.5単位を基本とする。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会及びプロジェクトチームの長が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。

- ※2 E-learningについては本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。単なる聴講の場合1時間を0.5単位として認定する。終了後に評価を行う場合0.5時間を0.5単位として認定する。
- ※3 0.5時間を0.5単位として認定する。また、合同で開催する企画は全国規模のものを原則とし、学会本部が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。
- ※4 学会員からの申請を受け、対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5時間を0.5単位として認定する。オンライン受動学習の場合、1時間0.5単位を基本として認定する。
- ※5 1カリキュラムコードを1単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の1単位とする。
- ※6 以下の場合に単位を付与する。
- ① 後期研修プログラムの研修プログラム責任者及び家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設の教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年
 - ② 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して3単位/年
 - ③ 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年
- ※7 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された論文は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍（翻訳書を含む）のみを対象とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。
- ※8 プログラムを利用した場合にUpToDate®から授与されるCME単位証明書に記載の0.5ポイントを0.2単位として認定する。
- ※9 BMJ Learning、ないしはBMJ Best Practiceのモジュール修了の認定証の提出により、1モジュールあたり0.5単位を申請できる。

以上